

# 横浜市訪問型生活援助サービス 新規申請について

## 1 対象事業者

◇横浜市内に所在する訪問介護事業者

横浜市内に所在する訪問介護事業者が、横浜市訪問型生活援助サービスの指定を併せて受けることができるよう申請の手続を行います。

※指定有効期間満了日は、訪問介護の指定有効期間満了日と同日とします。

## 2 申請受付期間

(1) 訪問介護と同時に指定申請を行う場合

→ 訪問介護の指定申請時に必要書類を提出してください。

(2) すでに訪問介護の指定を受けている場合

→ 事業開始月の前月15日までに、郵送又は電子申請届出システム（厚生労働省所管）でご提出ください。

## 3 手数料の納付について

(1) 訪問介護と同時に指定申請を行う場合

→ 訪問介護の指定申請時に指定金融機関にて納付書によりお支払いください。

(2) すでに訪問介護の指定を受けている場合

→ 事業所宛に納付書をお送りします。

指定金融機関にて納付書によりお支払いください。

## 4 指定申請に係る必要書類一覧表

※横浜市訪問介護相当サービスと同時に申請する場合に限り、重複する書類（★）については省略可能です。

| No.    | 書類名   | 備考   |
|--------|---|--|
| 1<br>★ | <input type="checkbox"/> 指定申請書（別紙様式第三号（四））                              | ◇すでに指定を受けた<br>・訪問介護<br>・横浜市訪問介護相当サービスの指定年月日も記載します。   |
| 2      | <input type="checkbox"/> 付表第三号（一）（A3用）                                  | ◇全ての項目について記入します。<br>◇サービス提供責任者の人数が多い場合は、別紙に記載してください。 |
| 3<br>★ | <input type="checkbox"/> 体制等状況一覧表<br>（横浜市介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表） | ◇該当する項目に○をします。                                       |
| 4      | <input type="checkbox"/> 訪問介護事業所の指定通知書の写し                               | ◇過去に指定更新を行っている場合、直近の指定更新通知書の写しを添付してください。             |

## 5 書類送付先

〒231-0005  
横浜市中区本町6-50-10  
横浜市健康福祉局 介護事業指導課  
運営支援係 現行相当サービス担当